

一般社団法人三重県社会福祉士会 ぱあとなあみえ 運営委員選任規程

三重県社会福祉士会規程第22号

制定 平成28年1月23日

(目的)

第1条 この規程は一般社団法人三重県社会福祉士会ぱあとなあみえ運営規定第7条に規定する運営委員の選任に関する事項について定めることを目的とする。

(候補者選出方法)

第2条 運営委員候補者の選任方法は、次のとおりとする。

(1) 運営委員 立候補制とする。

(運営委員の立候補)

第3条 運営委員に立候補する場合の要件は、次のとおりとする。

(1) 立候補者は、ぱあとなあ名簿登録者であること。

(2) 立候補者は、所定の立候補届に立候補理由を明記し、提出しなければならない。

(運営委員選任の決定)

第4条 運営委員の立候補者が定員20名を超える場合や、定員以内であっても運営委員としての資質に欠ける場合などの審査は、現運営委員会から理事会へ審議事案として提出し理事会で決定する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、運営委員選任に関し必要な事項は、運営委員会において定めることができる。

(改廃)

第6条 この規程の改廃については、理事会の承認を得なければならない。

附則

1 この規程は、平成28年2月1日から施行する。